

【 投 薬 】

１９５ ツロブテロールの算定について

《令和６年６月２８日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ等）の算定は、原則として認められない。

- (1) かぜ症候群・感冒
- (2) インフルエンザ
- (3) 上気道炎（急性・慢性）
- (4) 咽頭炎（急性・慢性）
- (5) 慢性咽喉頭炎
- (6) 間質性肺炎
- (7) 慢性呼吸不全
- (8) 溶連菌感染症

○ 取扱いを作成した根拠等

ツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ）の添付文書の効能・効果は「気管支喘息、急性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫」に伴う「気道閉塞性障害に基づく呼吸困難など諸症状の緩解」であり、気管支拡張作用により諸症状を改善するが、気道狭窄が見られない上記傷病名に対する有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対するツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ等）の算定は、原則として認められないと判断した。